

種まき 通信No.65

いつも市民派 ずっと無党派
小林じゅん子 議会だより

事務所 〒399-8301長野県安曇野市穂高有明2104-10
Tel. 0263-83-4387 (090-4546-3496) Fax. 0263-83-4938
http://junko.voicejapan.net/ メールはjunko@childnet.ne.jp



発行日：2018年10月16日
発行者：小林純子

◆安曇野市議会9月定例会小林じゅん子の一般質問◆

Q1. 入湯税を目的税として政策的に活用しよう

～障がい者の温泉利用のための施設改修に入湯税を～

Q2. GIS(統合型地理情報システム)活用で庁内連携を

Q1 入湯税は、地方税法にある目的税の一つで、鉱泉や温泉の浴場がある市町村が、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設、消防施設などの整備、そして観光施設の整備を含む観光振興に要する費用に充てるために課税しています。

残念なことに、入湯税収入は一般会計に占める割合はそれほど大きくないことと、目的税で用途が限られるという思い込みからか、その使い方に対する関心が薄いように思います。実際のところ、入湯税の用途は、市が後づけで割り振りした数字を示すだけで、政策的に活用しようとする姿勢はあまり見えません。

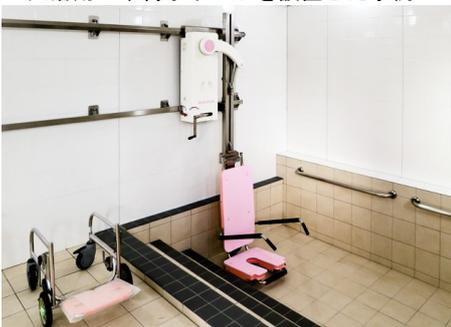
【小林質問】 新しゅうなげの湯は好調で、入湯税収入は伸びている。市にとって温泉は地域振興や観光振興の重要な資源。その資源を生かす方向で入湯税の使い方を考える必要があるのでは。

【財政部長】 過去5年間の入湯税収入の平均は4,270万余。29年度は5,089万円。入湯税を使う事業をあらかじめ明確にして、観光振興や地域の振興に努めていきたい。

【小林質問】 しゅうなげの湯にある家族風呂は、障がい者の利用(車椅子等での入浴)に支障のない設備に改修する必要があるが、入湯税を使ってできないか。

【財政部長】 関係部局と入湯税の配分等を協議する中で、具体的にどのような形で予算化するのがよいか、取り組んでいきたい。

▼入浴用の車椅子リフトを設置した事例



Q2 画一的な業務やサービスの提供から、地域性や一人ひとりの市民を考慮したきめ細かい政策にシフトしていくためには、一つの課で仕事を完結させようとするのではなく、複数の課と垣根を越えて情報や業務を連携させることが必要。

【小林質問】 こうした庁内連携により効率的、効果的に仕事を進めるために、GIS(統合型地理情報システム)を従来の地図の作成と地図による情報提供のためのGISということにとどめるだけでなく、政策支援GISと位置づけ、分析や検討を行うための、考えるための道具、情報共有のための道具として、市の政策の企画、立案に活用することが安曇野市のまちづくりに必要と考えるが、どうか。

【市長】 部局を横断した業務の連携、情報の共有化を図ることを指示して

太陽光発電施設の乱開発 規制できるか

～7月17日、山梨県北杜市を視察しました～

山梨県北杜市は、早い時期から大規模太陽光発電に着目し、メガソーラー発電の実証研究に取り組んできましたが、東日本大震災後の旧FIT法(再生可能エネルギー特別措置法)をきっかけに、太陽光発電施設の乱開発が進み社会問題となっています。条例での規制を議員提案で検討してきた経過もあり、現状と規制の方向性について学ぶことを目的に視察しました。(政務活動費を利用)

まず、太陽光発電施設の不法建設問題で業者を訴えている北杜市民Wさんを訪問し、現場視察。昼食～移動しながら太陽光発電施設の設置状況を見る。急斜面に設置され、事業者が住民協定を拒否するなど問題を抱えている太陽光発電施設の現場をSさんの案内で視察。

「まちづくり条例はあれど、太陽光発電事業の規制ということでは機能していない」というSさんの話。じっさい、良識のあるまともな事業者であれば、こんなヒドイ施設は作るはずがないというような、危険な立地、杜撰な施工の太陽光

議員活動報告会の新企画

♪ 安曇野まちづくりトーク ♪

10月21日(日) 午後2～4時

場所：穂高公民館第3会議室

(穂高会館内 Tel.82-5970)

*議員活動報告だけでなく、新たに「安曇野まちづくりトーク」と題し、市民のみならずと意見交換する時間を拡大しました。

*議員側の参加は、増田望三郎議員と小林じゅん子です。

どうぞお気軽においでください!!

いるが、より一層の対応と連携を図っていきたい。

【小林質問】 GISを道具として仕事の仕組みを変える、そのことで職員の意識が変わり複数の課と垣根を越えて連携の取れた仕事につながるのではないかと。

【政策部長】 職員の横断的な連携と情報化の推進ということでは、平成31年から市の重要施策や法改正に沿った業務を中心に、安曇野市情報化基本方針を策定する予定で、GISの活用についてもその方向性を示していきたい。

発電施設がわんさとあって、ほんとうに驚きました。

土地利用や建築、開発等に関して定められた「北杜市まちづくり条例」があるにもかかわらず、太陽光発電施設のこの惨状。現在稼働中の太陽光発電施設は約1,500件、今後稼働が予定されているものに至っては3,500件以上あると聞けば、市民でなくとも大きな不安と憤りを感じます。これが「自分の土地に何を建てようが勝手にしょ」の行き着いた先の姿だとすれば、それに対抗して土地利用の公共性についてもっと考えなければならぬと思います。

北杜市では、太陽光発電の乱開発に憤る市民たちが議員を動かし、昨年6月議会で議員有志が「太陽光発電設備に関する条例」の議員提案にこぎつけたのですが、審議未了で制定には至らず。その後、市民参加の太陽光等再生可能エネルギー検討委員会が立ち上がり、このほど条例化が答申に明記されることになったとのことです。

種まき通信No.65

「種まき通信」の郵送を希望される方は電話・メール等でお申し込み下さい。
◆「種まき通信」は年4回発行しています。そのうちの1回は新聞折込にてお届けしています。毎号の郵送をご希望の方は電話・メール等でお申し出ください。

この数字は？

1億500万円

新総合体育館建設用地を購入 今回取得するのは2万177㎡

38億円の新しい総合体育館建設は、合併協議により新市に引き継がれた事業であり、当然に建設すべきものとして、合併後の民意を問うことなく進められてきました。過大な財政負担を将来に強いること必至であり、私は一貫して反対しています。

老朽化した公共施設の統廃合や再配置を進めていかななくてはならないこの時期に、それと矛盾する形で大規模な体育館建設を進めた市長の責任は重大です。そもそも、合併協議で確認した計画では、延べ床面積6,100㎡でした。公共施設の再配置計画を考慮すれば、これより小さい地域体育館にすることはあっても、7,300㎡の総合体育館になるわけがない。新たに土地を求めなくとも、南部総合公園の中に建設することは可能であった。これが、今回の土地の取得に反対した理由です。

ところで、こうして反対するたびに「体育館建設はもう決まったこと」「いつまで反対する気だ」と非難を浴びることになります。たしかに、議会制民主主義は多数決ですから、体育館建設は議決したこと、決まったことではあります。しかし、少数意見を尊重することも民主主義のルール。

私は議会の中では少数派ですが、世論、民意においては、新総合体育館の建設反対は、けっして少数意見ではないという見極めをしています。今も市民に根強い反対があるということを、数の論理の中に埋もれさせることなく、議会での発言として記録に残す必要を感じているわけです。

市民の皆さんも、建設反対の意見があれば、諦めずに行政にぶつけていくこと。それこそが、よりましな体育館建設と維持運営につながると考えています。

▼新総合体育館の南西側鳥瞰図イメージ



◆決算審議は政策の事後評価 予算編成の基本◆

決算は、市の施政方針、当初予算で示された重点課題の結果に対する事後評価であり、将来にわたってより効率的な行政運営を行うための予算編成の基本となるものとして重要な意味を持ちます。決算から見えてきた課題・問題を後年の予算執行に役立てる、そこに決算の意義があります。ということで、以下に決算質疑、条例質疑からいくつか報告します。

安 曇野の里自然活用村施設（ピレスシア曇野ほか関連施設）の運営について、豊科開発公社による指定管理のなかで、一部業務の再委託が行われており運営に不透明な部分がある。2年前、再委託先の㈱プラザ安曇野が債務超過となるなど、再委託の問題が表面化した。レストラン・喫茶部門（チロル）でも厳しい運営が続いており、指定管理者である豊科開発公社が、業務の再委託することの問題が浮き彫りになっている。適切な指定管理について検討すべきではないか。

答 再委託になっていると施設の管理運営について、市が直接に監督・指導できないので、再委託については来年度中に公社、事業者と調整・検討する。また、当施設は老朽化が進んでおり、引き続き実施計画に基づく計画的な修繕が必要となってくる。このまま市で多額の投資をし続けるべきなのか、施設の今後のあり方について、検討し見極めなければならない時期にきている。

空 き店舗等活用促進事業（空き店舗等）を活用して事業を行う者に、家賃の5/10を月額上限5万円で3年間補

助することで、空き店舗の有効活用と事業者の創業を支援)について、創業希望者が補助金交付の期間内に経営基盤を固めることができているか、成果も含めて具体的な状況はどうか。

答 平成29年度決算では47店舗（新規21店舗）の利用で1,601万円を助成、この3年間で最も多くの利用があった。平成24年からこれまでに78件の利用があり、そのうちの60件が今も営業中で、街なかの賑わいと集客に寄与している。市は商工会と連携して、商売として成り立つ事業であるかを見極め、起業の計画に無理がないか等をチェックし、創業後も継続してサポートしている。

印 鑑条例の一部改正は、印鑑登録申請書にある男女の別を記す欄を削除するもの。性的少数者に配慮したもので評価するが、他の手続き等で性別欄のある申請書・通知書等については、どうするのか。

答 今回のように条例改正しないと性別欄の削除ができないものもあるが、不必要な性別欄は削除する方向で順次進めていく。

◆市営穂高プールの継続を希望する陳情は継続審査に◆

福祉教育委員会の議論では、1万筆を超える署名を添えた本陳情について、その民意を受け止めた発言が多かったのに、なぜか継続審査となりました。今議会の一般質問で、「穂高プール廃止の方針は変わらない」との市長答弁があったのですから、ここで委員会の結論を出しておかなければ、行政に対しても市民に対しても議会の存在意義を示すことができない、そういう切迫した場面であったにもかかわらず、継続審査としたことには疑問が残ります。継続というと聞こえはいいですが、実際には継続審査が3回続くと審査未了となります。「審査棚上げ」のようなもので、「実質的な審査をしていない」「賛否の表明を避けている」と批判されても仕方ない状況があります。

また、「議会が採択したからといって、行政側がそれをやるかやらないか、請願の実現について法律上は何ら保障規定はない。それが議会の責任の限界であり、陳情を採択してもその通りにならないこともある」という趣旨の発言もありましたが、委員会審査のあり方として、本当にそれでいいのでしょうか。

地方自治法第125条「・・・採択した請願で（中略）措置することが適当と認めるものは、（行政側に対して）その請願の処理の経過及び結果の報告を請求することができる。」とあります。つまり、採択した請願や陳情のアフターケアが議会の役目として重要だということ。これを忘れてはいけません。